



# 弁護士 渥美雅子さん

聞き手 余田雅美 (ライター)



渥美雅子さんは、女性弁護士の草分け的存在として、家族、相続、夫婦、DVなどの女性問題に積極的に取り組み、政府が掲げる男女共同参画社会づくりなどにも関わってきた。今回は、女性を取り巻く問題に焦点を当て、さらには、今なお第一線で活躍する、自身の原動力についても語っていただいた。

## 夫婦は互いを 尊重できる間柄が理想

— 家庭問題では、どのようなトラブルが多いのでしょうか。

**渥美** 私は、「NPO法人DV被害者支援活動促進のための基金」の理事長を務めていることから、よくDV（ドメスティックバイオレンス）の相談を受けます。

DV相談は圧倒的に女性が多く、30代、40代が中心ですが、50代以降も少なくありません。最近、70代のご夫婦の離婚訴訟を扱ったのですが、夫は奥

さんを殴る、蹴る、掃除機の柄でひっぱたくなど、典型的なDVでした。昔は、男尊女卑が当たり前で、妻もそういうものだとずつと諦めていたのですが、ここに来てもう我慢できないようになって離婚を決意したというわけですね。統計によると、夫が60歳以上の離婚は1割以上あるそうです。一方、若い人たちからのDV相談も、交際中のデートDVも含めれば、件数は多いですね。

近ごろ、相談件数が急増しているのが言葉のハラスメント、いわゆるモハラ（モラルハラスメントの略語）です。DV防止法\*が施行されたことで、

## PROFILE

●あつみ・まさこ●

渥美雅子法律事務所・所長。1966年より弁護士開業。千葉県初の女性弁護士。家族、相続、DV、子どもなどの問題を多く扱う。2005年 男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰受賞。2003～2011年 女性と仕事の未来館長。現在はNPO法人DV被害者支援活動促進のための基金・理事長、NPO法人高齢社会をよくする女性の会・幹事などを兼任。著書多数あり、近編著に「家族をこえる子育て—棄児・離婚・DV・非行……を救うセーフティネット」(2014年、工作舎)がある。

今まで気にしていなかった言葉の暴力に対して関心が高くなったためだと思われます。よく配偶者やパートナーが発する言葉としては、「てめえなんか死んじまえ」といったものや、「俺が食わしてやっているのに、お前は一日家で遊んでいる」と、家事・育児労働

を一切認めないようなものがあります。

夫婦の共稼ぎが増えてきたといえども、女性の正規雇用の賃金は、男性100に対して68くらいであり、非正規雇用では、男性100に対して48くらい。そうした雇用体系なのに、夫に「悔しかったら、お前も働いて、俺よりいい給料取ってきてみる」と言われても難しいですよ。ですから、仕事を掛け持ちしている女性も多いのですが、それでも年収300万円以下が大半を占めているのが実情です。一方、夫が家事を手伝っているといつても、朝のごみ捨てくらいで、ほとんどやっていないのですから……。そうした不満が積み重なって、女性のほうから離婚を求めるといふケースがほとんどです。

近年、すぐ「キレル」人が増えていきますよね。昔は、そうした人とは誰も付き合わなかったものですが、今で

たち夫婦には会話がない」となってしまう。こうなると、修復はなかなか難しいです。

もう一つアドバイスしているのは、趣味やボランティアなど一つでいいから、夫婦で一緒にやるものを見つけましょうと。そうなれば会話が増えて、笑う機会も増えると思うのです。しかし、この場合も、「主人と一緒になんて絶対に行きません！」と言われることが多いですね。

—そこまでこじれると、離婚となるのでしょうか。

**渥美** できることなら離婚は避けたい。なぜなら、離婚すると、夫も妻も経済的に厳しくなりますよ。例えば、40年会社に勤めた夫が定年退職した場合、年金対象額は2億2億5000万円くらいでしょう。それを離婚によって国民年金受給の妻

は、「あいつ時々キレルんだよ」と言われながらも、その後も付き合ってもらえる、そういう社会になっています。1998（平成10）年の広辞苑第5版の「切れる」で引くと、幾つもある意味に加えて、「我慢が限界に達し、理性的な対応ができなくなる」という意味が登場します。すなわち、1990年代に「キレル」という現象が広く認知されたということなのでしょう。

\*DV防止法…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律。2001（平成13）年に国際的な流れと被害者の声を受けて法律が成立し、14（平成26）年1月3日に改正法が施行された。

—家庭問題を解決するよい方法はありますか。

**渥美** 夫婦間がギクシャクしていると悩む女性に対し、私は「飯・風呂・寝る」の三言亭主ではなく、「ありがと

と2等分すると、妻は国民年金月額7万5000円だったのが12、13万円にまで増え、夫のほうは25万円が15、18万円に減るわけです。両者とも、孫に何か買ってあげたいと思ってもできないし、海外旅行も厳しくなる。さらに老人ホームに入ろうにも、入居金が払えなくなる。ですから、「離婚すると貧乏になりますよ、仲良くしなきゃダメですよ」と言うのですが、なかなか難しいのが実情です。

### 男尊女卑は今なお続いている

—女性問題に長年取り組んでいらっしやいますが、きっかけはどのようなことだったのでしょうか。

**渥美** 毎年4月10日に始まる1週間を「女性週間」（以前は婦人週間）とし、女性の地位向上に向けたさまざまな活動が行われています。1971（昭和



う・ごめんね・お疲れさま」の新三言女房を提唱しています。つまり、何かをしてもらったら「ありがとだね」と言い、ちょっと失敗したら「ごめんね」と言う。そして、お互いに「お疲れさま」と言い合うことで、夫婦の間がスムーズにいくと思うのです。こうしたアドバイスをするのですが、実際のところ、男女ともなかなか口に出せないようですね。そうこうするうちに、「私

46）年、岡山県で開催された婦人会議に、私は千葉県代表として参加しましたが、そのときの座長が、当時まだほとんど無名だった樋口恵子さんでした。そこで樋口さんと親しくなり、一緒に機関紙を出したり、さまざまな活動を行うようになったのです。そうした活動を通じて、女性が子どもを産む・産まないという選択、あるいは子育てと仕事の両立など、さまざまな女性問題に関わるようになり、私の弁護士活動においてもジェンダー問題を意識したものが増えていきました。

—ご自身は、どのような環境で育ちましたか。

**渥美** 私の両親は明治生まれで、父は男尊女卑もいいところ。今でいうDV家庭で、父は母に手を上げていました。父からみれば、貧しい農家出身で手に職もなかった母親を、ダメな人間

と思っていたのでしよう。一方、母は私に対し「女は手に職をつけなきゃだめだよ」と言い続けました。そうした家庭で育った私は、女が仕事を持つのは当然だと思っていましたし、将来稼ぐようになったら「私が両親を離婚させてあげなければ」とすら思っていました。

—それがきっかけで弁護士を目指したのですか。

**渥美** いいえ。実は、弁護士になりたかったわけではないんです。大学進学では文学部を希望していました。ところが、父は「法学部でなければ授業料を出さない」と言う。どうしようかと悩んでいると、のちに私の夫になる彼が、「法学部は卒論がなくて気楽だし、自由時間が多いからいいぞ」と、法学部を勧めたんです。私としても、一刻も早く家を出て東京に行きたかったの

で、結局、父の顔を立てて法学部を選んだのです。

そうした動機だったので、在学中はあまり法律の勉強に興味が持てませんでした。しかし、大学4年生になって就職先を決めるに当たり、法学部卒業の女子を採用する会社がほとんどないことを知り慌てました。私に残された道は、司法試験に合格することだけでした。そのとき、私は司法試験に合格したら、裁判官や検察官ではなく、弁護士を目指そうと決めたのです。

晴れて弁護士となり、有名な弁護士が所属する弁護士事務所に就職したのですが、3カ月で退職しました。所長から、容姿や服装に女性らしさを求められたり、女性をおとしめるような下品な冗談を言われたりしたことが、どうしても許せなかったのです。今で言えば、完全なセクハラですよ。周りの人には、「1年生なんだから、修行だ」と思って我慢しないとだめだよ」と言

われましたが、私は到底納得できなかった。それで、結局、自分で「渥美 雅子弁護士事務所」を開設することにしました。そうしたら、今ごろになって、同期の女性弁護士が「就職面接に行った事務所で、3人の男性面接官から、衣服を全部脱げと言ったら脱げるか？」と言われ、驚いて逃げ帰ったことがあった」と、私に話してくれました。あの当時は、そんなことが珍しくなかった時代だったので。

—最近、ジェンダーバイアスという言葉

**渥美** 以前、我が家にホームステイしていたインドからの留学生の話が印象的でした。彼女が日本人のボーイフレンドとデートしていたときのことです。ボーイフレンドが彼女に「腹減った？」と尋ねたので、彼女は「うん、腹減った」と返事をし、彼が「どこか

で飯食おうか」と言うので、「うん、飯を食おう」と返したというのです。すると、彼が「女の子はそうした汚い言葉を使っちゃだめ。お腹減ったとか、ご飯食べたいと言いなさい」と怒ったそうです。彼女にしてみれば、彼が言ったとおりに返事しただけなのに、どうして怒られなくてはならなかったのかが分からず、日本語はとても難しいと落ち込んでいました。私は、日本語には男言葉と女言葉があることを説明しましたが、異文化の人にはどうてい理解し難いことでしょうね。

しかし、この一件で、そもそも日本は言葉にジェンダーバイアスがあり、日本文化の一部を担っているのだと再認識させられました。とはいえ、私たち女性が生活しにくいと感じるようなら、それは見直したほうがいいと思います。

そんな話を集まった女性たちとして

ダーバイアスを打ち破る策はないかしら」と言い出したのです。そこで、「たとえば、住民票の世帯主はだいたい夫になっているけど、本来、日中家にいる妻であってもいいのではないかしら」と提案したのです。そうしたら、彼女はすぐ役場に行って、世帯主を夫

から自分に変えたいと告げたのです。担当者は驚いて法務庁にまで問い合わせたのですが、とくに問題がないことが分かりましたので、晴れて彼女が世帯主となったのです。このように、「何か変だ」と思ったら、問題提起することが大切です。誰も何の疑問も抱か



いまだと、ジェンダーバイアスのかかった文化がずっと続いていくことになりそうです。

## 厳しい環境にある シングルマザーの支援を

—女性の就業支援についてお聞きしたいのですが。

**渥美** 女性の就職は今も昔も難しく、たとえ就職できても正規労働者として働き続けるのは大変なことです。政府は、企業の女性役員や管理職の登用拡大に力を入れていますね。それ自体は大変好ましいことですが、私たちが関わっている女性たちはもつと深刻で、最低限の生活すら脅かされています。そうした人たちの支援も早急に行ってほしいのです。

—なかでも、支援を急いでほしいのは、どのような女性たちですか。

また、パートやアルバイトなどの、いわゆる非正規労働者の賃金問題も切実です。1996（平成8）年、長野地裁上田支部における丸子警報器事件で、「パート賃金が正規労働者の賃金に比べて8割以下の場合、公序良俗に反する」という判決が下されています。それから15年以上経っていますが、賃金格差の状況はまったく変わっていません。社会が真剣に受け止めていないとしかいいようがありません。

さらに、もう一つ。学齢に達していない子どもを抱えている労働者から要請があった場合は、深夜業を免除しなければならぬという雇用均等法の規定があります。しかしながら、日本航空の客室乗務員が「深夜勤務免除を申請した後、就労を減らされた」と会社を訴え、原告の主張が認められたということがありました。このように、法律で定められていても、マタハラ（マタニティハラメント）が横行してい

**渥美** シングルマザーです。以前、ネットで見つけたベビーシッターに預けた子どもが殺害された事件がありました。同様のトラブルはとても多いですよ。ですが、市区町村には、子育てや介護を支援する「ファミリーサポートセンター」という事業があり、1時間500〜800円くらいで子どもを預かってもらえるのです。被害にあったシングルマザーたちは、センターの存在を知らなかったのでしょうね。政府には、こうした事業の周知も含め、シングルマザーの子育て支援に力を入れてほしいと願っています。

るのが実情です。従って、あらゆる角度から就業支援を行うべきだと考えます。

## 女性や子どもの笑顔が 最高の報酬

—先生の年齢になると多くの人がリタイアされていると思いますが、今なお現役で働く源になっているのは何でしょうか。

**渥美** ここに相談に来る女性たちは、最初は暗い顔をしています。心の病気で臨床心理士や心療内科にかかっている人も多いです。そうでなくても、「明日の生活をどうしよう」と悩んで来る人がほとんどです。それが、彼女が抱えている法律的な問題、例えば離婚を解決して生活できるように支援していくと、徐々に顔が明るくなっていくのです。私は、その変化がうれしいんです。母親が連れてくる子どもたち



事務所のスタッフとともに

も、最初は無口で、おしゃべりもしません。それが、最後には「渥美先生！」なんて言い寄ってきてくれる。子どもたちと交流するのは、とても楽しいですね。

問題がすべて一件落着いて、「これからが本当にやり直しね。好きなように生きていってね。体に気をつけて」と送り出すとき、女性が本当にいい顔をして笑ってくれるんです。この笑顔が何よりの報酬です。

中には、望んだ結果が得られないこともあります。その場合は、次善の策で納得できる形にまでもっていき、女性には「人生にはこういうこともある。これを一つの勉強だと思って次に生かしていきましょう。また困ったらいつでもいらっしゃい」と伝えます。こう言うと、私が女性たちを全面的に支えているように聞こえますが、一方で私も彼女たちに支えられているのだと思います。

私自身のこれからについては、考えていないわけではないのです。すでに同期生の8割はリタイアしています。ただ、弁護士という職業は、引退するのがなかなか難しいのです。例えば、今日、新たな相談を引き受けたとすると、調停を経て訴訟となり最高裁までいくと5年はかかります。その間にも新規の相談が入れば、永遠に辞められませんね(笑)。現役のタイムリミットは、まだ決めていません。ですが、今と同じペースで仕事ができるのは、あと5年くらいでしょう。その時が近くなったら具体的に考えようと思っています。

— 仕事以外にも元気の源がありますか。

**渥美** プライベートで親しくしている講師の宝井琴梅、琴桜先生に魅せられて、私も講談を始めました。私の芸



名は渥美右桜左桜。1998(平成10)年には「渥美講談塾」を開設して、この事務所を高座を手作りして、毎年発表会を開いています。

また、最近では、今年の7月4日に、大学時代の同級生が監督を務めるシャンソンミュージカルにも出演しました。私の役柄は「謎の講師」という劇中の司会進行役のようなもので、途中で講談を交えたりします。私は10代

のころに演劇をやっていましたからワクワクしました。それに、シャンソン歌手や役者さんなど、普段の弁護士活動とはまったく違う立場の人たちと関わるのがとても新鮮でした。あまりにも楽しかったので、芝居が終わった今でも「この芝居をどこかに売り込みに行かない?」と提案しているくらいです。こうした趣味も私の元気の素になっています。